

令和8年度 地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等) 【文化芸術振興費補助金】 募集案内(ダイジェスト版)

※今後の予算の成立状況等によっては、本募集案内の内容に変更が生じる場合(例)補助率の引き下げ等)がありえますので、あらかじめ御了承のうえ、応募してください。

主な変更点

- 用具等整備事業のうち、近年の自然災害による破損等を原因とする用具等の修理・新調(以下「災害復旧事業」という。)を行う場合は、その取組を含めた全事業の補助対象経費の上限を 1,000 万円とします。
- 用具等整備事業において、保存会会員数の増加等により必要となった、もともと所有していない法被の新調を認めます(貸出し用の法被に限る。)。ただし、1着当たり5万円(税込み)かつ50着を補助対象経費の上限とします。

地域の伝統行事や民俗芸能は、その地域に暮らす人々の心のよりどころであり、また、コミュニティの繋がりを維持する上で重要なものです。

本事業は、用具の修理・後継者養成など、地域の伝統行事・民俗芸能等の基盤整備の取組に支援を行い、次代への継承や地域活性化を推進することを目的としています。

より詳細な内容については、文化庁のホームページに掲載されている「令和8年度 地域文化財総合活用推進事業(地域伝統行事・民俗芸能等) 募集案内(詳細版)」をご確認ください。(右記リンク先、もしくは「令和8年度地域文化財総合活用推進事業」で検索いただき、「4. 募集案内等」をご覧ください。)



https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/joseishien/chiiki_kasseika/r08_sogokatsuyo/94289502.html

応募書類の提出期限 令和8年1月19日(月)

※都道府県が事務局に提出する期限。実行委員会等から地方公共団体への提出期限とは異なります。

① 補助対象となる文化遺産の範囲 募集案内(詳細版)p1・p4～5

地域に古くから継承されている当該地域に固有の文化遺産(伝統芸能・民俗芸能等)

※国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金で対応可能な取組は補助対象外です。

また、そのほか国が実施する補助事業と重複して補助を受けることはできません。

② 補助対象事業 募集案内(詳細版)p4～7

用具等整備事業(修理・新調)	後継者養成事業	記録作成・情報整備事業
【代表的な取組例】 地域の民俗芸能や伝統行事に用いる獅子頭や衣装等を修理・新調し、修理現場の公開や、後継者養成も行う取組*	【代表的な取組例】 地域の伝統行事保存会における会員等の練習を行う取組	【代表的な取組例】 伝統行事等の継承に用いるための記録映像の作成を行う取組

*: 経年劣化や近年の自然災害による破損等が原因であること。また、古くから継承されてきた仕様に基づく修理・現在使用しているものの更新(新調)に限ります。

<補助対象外の例> 概ね戦後に始まった祭や行事等に関する取組／神職のみによる神事等、宗教団体等による宗教行事に関する取組／用具の保存箱やケース類、カバー類の修理・新調／複数年度に渡って実施する取組(年度内に完了しない修理等)

※募集案内(詳細版)の「過去に不採択となった取組の具体例」(p6～7)もあわせてご確認ください。

③ 補助事業者(補助の対象となる者) 募集案内(詳細版)p1・p11

地域の文化遺産の所有者、保護団体(保存会)等によって構成される実行委員会等

※1地方公共団体につき、1実行委員会等が応募できます。

※採択後、文化庁の作成するホームページに各伝統行事等の情報(伝統行事の概要、開催日、開催場所、写真、実施状況など)を掲載することが採択条件となります。掲載方法は採択後にお知らせします。

④ 補助金の額及び補助対象経費の上限 募集案内(詳細版)p2

予算の範囲内において、補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の一部(補助対象経費の85%が上限)を補助します。そのため、補助対象経費の少なくとも15%は自己負担となります。

※応募状況や予算の成立状況等によって補助率を引き下げることがありますので、**必ずしも補助対象経費の85%を補助することを保証するものではありません。**

<例>総事業費 1,100 万円の場合

補助対象経費			補助対象外経費 100 万円 (補助対象とならない経費や、定められた上限を超える金額は補助対象外経費として計上)
1,000 万円(総事業費から「補助対象外経費」を除いた経費)			
① 用具等整備事業 (災害復旧事業を含む) 800 万円	② 後継者 養成事業 100 万円	③ 記録作成・ 情報整備事業 100 万円	
補助額 850 万円(最大) 補助額:補助対象経費の 85%が上限		自己負担額 150 万円 補助対象経費の 15%相当額	
		100 万円 補助対象外経費	

<補助対象経費の上限>

1,000 万円(用具等整備事業(災害復旧事業を含む)、後継者養成事業、記録作成・情報整備事業の合計)

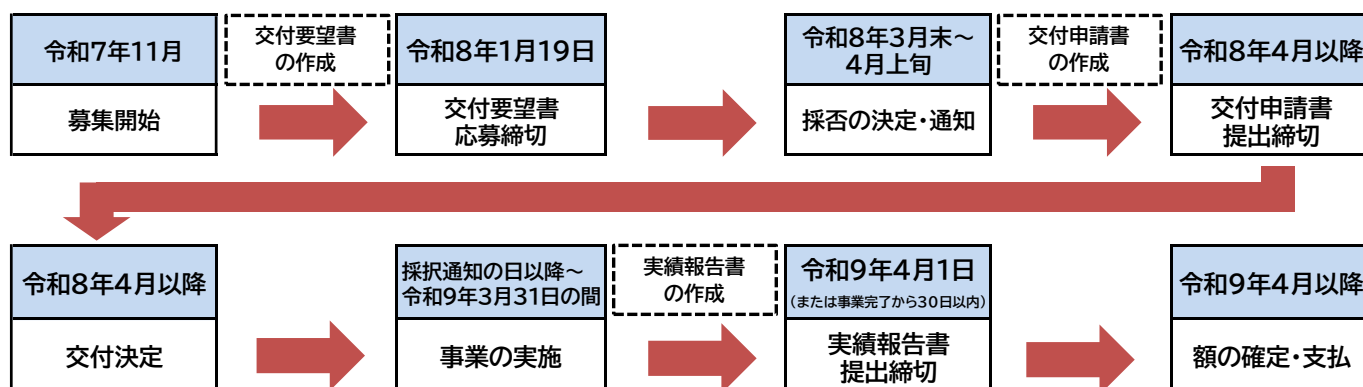
◆用具等整備事業(新調)は1点あたり 10 万円(税込み)が上限

ただし、近年の自然災害による破損等を原因とする用具等の新調を行う場合は除く(今年度に限る)

◆用具等整備事業のうち、保存会会員数の増加等により必要となった貸出し用の法被の新調は、
1着当たり5万円(税込み)かつ 50 着が上限

◆記録作成・情報整備事業は 500 万円(税込み)が上限かつ報告書や DVD の作成は 300 部まで

⑤ 補助金の流れ 募集案内(詳細版)p15



提出書類は、実行委員会等→都道府県または市区町村担当課→都道府県文化財担当課→事務局 の順にとりまとめます。そのため、実際の締切は記載より早くなります。所在の地方公共団体とご相談ください。

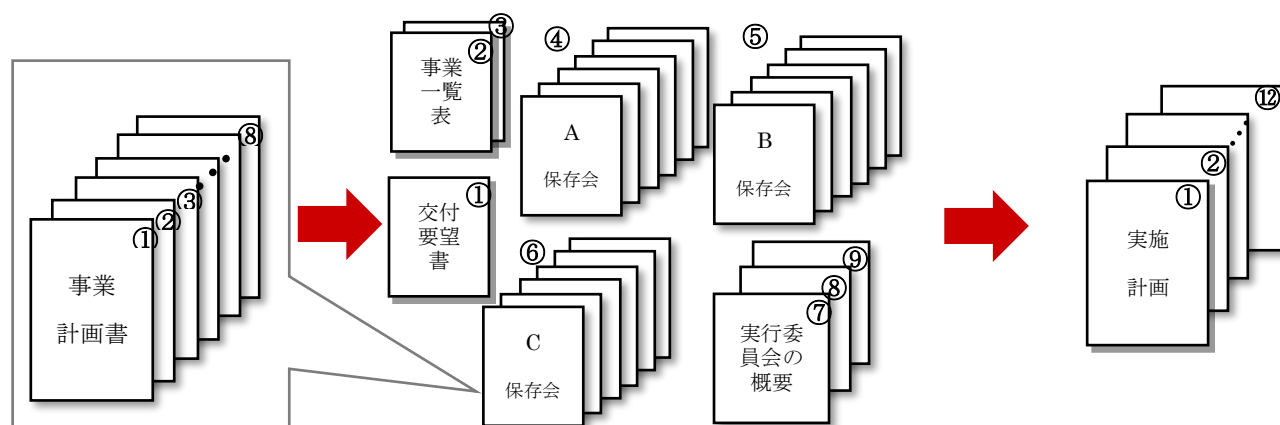
⑥ 補助金の支払時期・方法 募集案内(詳細版)p3

補助金は、原則、補助事業完了後の実績報告書をもとに文化庁において審査し、補助金の額を確定した後、文化庁から実行委員会等に直接支払います。

概算払いを希望する場合は、支払いは第3四半期以降となり、また補助金の一部は保留して精算払いする見込みです。そのため、補助金が支払われるまでは実行委員会等が経費を立て替える必要があります。

支払口座は本補助事業専用の利子の発生しない決済用普通預金等の口座を利用してください。

⑦ 応募に必要な書類 募集案内(詳細版)p12～20・記載例p39～



保存会等

- ①事業計画書(様式3)
- ②見積書
- ③仕様書
- ④専門家の指導書
- ⑤写真(カラー)
- ⑥自然災害による破損等の経緯・状況(様式5)※災害復旧事業のみ
- ⑦保存会等の定款等
- ⑧保存会等の構成名簿

実行委員会等

- ①交付要望書(様式2)
- ②事業一覧表(様式2-1)
- ③収支予算書(様式2-2)
- ④A保存会一式
- ⑤B保存会一式
- ⑥C保存会一式
- ⑦実行委員会等の概要(様式4)
- ⑧実行委員会等の定款等
- ⑨実行委員会等の構成名簿

地方公共団体

- ①実施計画(様式1-1、別紙)
- ②用具等修理・新調 実績及び計画一覧表(様式1-2)
- ③交付要望書(様式2)
- ④事業一覧表(様式2-1)
- ⑤収支予算書(様式2-2)
- ⑥A保存会一式
- ⑦B保存会一式
- ⑧C保存会一式
- ⑨実行委員会等の概要(様式4)
- ⑩実行委員会等の定款等
- ⑪実行委員会等の構成名簿
- ⑫確認用シート

※実行委員会等は、実施計画を策定する地方公共団体が定める提出期限までに、当該地方公共団体に交付要望書等を提出してください。なお、交付要望書等の提出前に地方公共団体の担当者と十分な調整を行ってください。

※提出方法の詳細は募集案内(詳細版)の「Ⅴ 応募方法」「Ⅵ 応募書類の作成方法」(p15～20)をご覧ください。

◎ 注意事項(経費の執行) 募集案内(詳細版)p8~10・p23~26

- ◆採択通知の日～令和9年3月31日の間で、補助事業者は補助事業の着手及び完了の日を設定する必要があります。その期間以外の契約や支払は補助対象外ですので、契約日や支払日には注意してください。
- ◆募集案内に記載された補助対象とならない経費や、単価上限を超えて支払った額は、実行委員会等の自己負担分でも補助対象経費に含めることができません(補助対象外経費の取扱いとなります。)
- ◆内部支出は禁止されています。実行委員会等の構成員やその所属団体、あるいは実行委員会等の構成団体とその構成員に対する給与や報償費の支払い、業務の発注は補助対象外です。ただし、旅費は除きます。
- ◆補助事業の適正な執行の確保のため、1回あたりの支払額が35,000円(税込み)以上となる場合は、銀行振込みを用いてください。35,000円(税込み)未満の支払いを現金で行う場合でも、具体的な支払日や支払額、支払先等は必ず帳簿等で確認できるようにしてください。
- ◆交付決定後、実績報告をするときに各見積書や領収書、補助事業に係る金融機関の通帳及び帳簿(出納簿)等の写しの提出が必要です。

※募集案内(詳細版)の「Ⅷ 適正な執行の確保」(p23~26)もあわせてご確認ください。

◎ 地方公共団体向け 募集案内(詳細版)p11~20

- ◆地方公共団体は、本事業により実施される補助事業を手段として、どのように地域を活性化するかを検討し、「実施計画」を策定してください。
- ◆1地方公共団体につき、1実施計画、1実行委員会等とします。
- ◆地方公共団体は補助事業の実施者になることはできませんが、実行委員会等が十分な事務能力等を有する場合を除き、可能な限り地方公共団体が運営に参画し、経費の執行方法等に関して指導するようお願いします。

<応募書類の提出先及びお問い合わせ先>

地域文化財総合活用推進事業事務局 (受託事業者:株式会社 KBC)
〒550-0013 大阪市西区新町 1-16-1 太陽日酸新町ビル4F
TEL: 0570-055-157(10時~17時)
E-MAIL: kbc-chiikibunka@gp.knt.co.jp

<事業内容相談のお問合せ先>

文化庁 参事官(生活文化創造担当)付 伝統行事振興担当
TEL: 075-451-9576(9時30分~18時15分)
E-MAIL: bunkakanko@mext.go.jp

応募は各地方公共団体を通して行っていただきますので、そちらにもご相談ください。

令和7年11月
文化庁 文化芸術振興費補助金

